様式第2号(第7条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 高額療養費支払資金貸付あっせん | 承認  不承認 | 決定通知書 |

　　　年　　月　　日付けで申請のありました高額療養費支払資金の貸付あっせんについては、下記のとおり決定しました。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付あっせんの承認 | | 貸付あっせんの不承認理由 |
| あっせん金額 |  |  |
| 償還期限 | 高額療養費の支給日の翌日 |
| 償還方法 | 一括償還 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日（身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。